

子どもの自立

4年 金子、廣瀬、村上

3年 嵐田、大塚、倉本、宮垣

2年 鈴木、柳田、城

目次

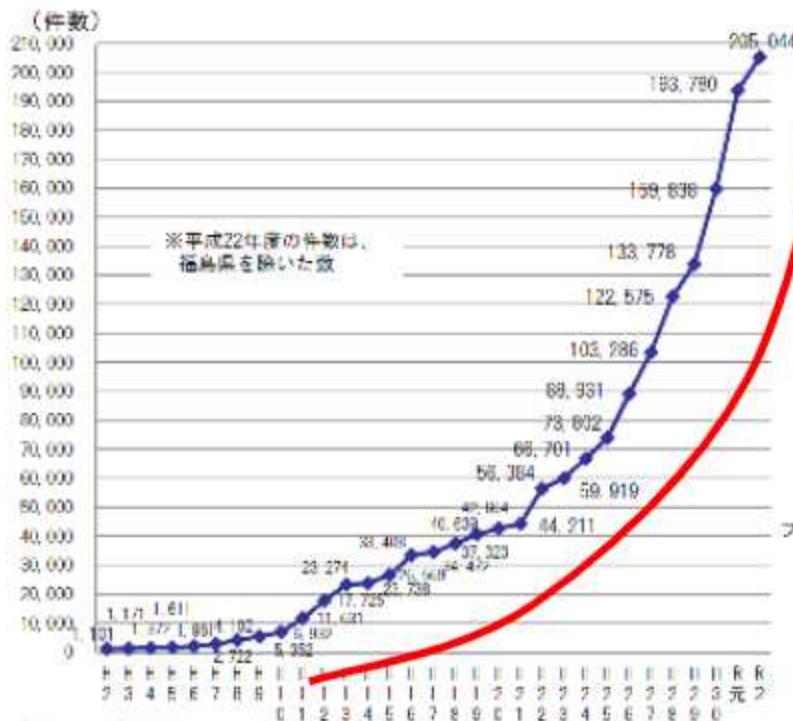
1. 現状の法律、政策
2. 現状の課題、背景
3. 政策仮説
4. 取材報告
 - a. 田中れいかさん
 - b. コンパスナビ
 - c. 湘南つばさの家
5. 最終提言
6. まとめ

ケアリーバーとは？

虐待や貧困、親との死別等で児童相談所に保護され、児童養護施設や里親の家庭などで育った社会的養護の経験者。

保護(ケア)を離れた人(リーバー)を意味する。

児童虐待に関する相談件数



H11年度
↓
18倍

H12

H11年度

R2年度

児童虐待防止法施行

保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上 養護を必要とする児童

- 約4万2千人(令和4年現在)
- 毎年約2300人が18歳もしくは20歳で社会に巣立つ

社会的養護の量・質の拡充が求められる

→ケアリーバーへの支援も同様に
量・質の拡充が必要



法律・政策

- ・児童福祉法第1条

「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく保障される権利を有する。」

- ・児童の権利に関する条約第3条

「児童に関する全ての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮される。」

法律・政策

- ・児童福祉法41条

「児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設」

- ・改正児童福祉法（2024年施行予定）

自立支援の年齢制限撤廃

原則18歳まで→施設や自治体が自立可能と判断した時期まで

法律・政策

小規模かつ地域分散化された家庭的な養育形態の推進



具体的には

- ①包括的な里親支援体制の構築
- ②特別養子縁組の推進
- ③施設の小規模かつ地域分散化の推進
- ④施設における地域支援の取組み強化
- ⑤自立支援の充実

現状の課題・背景

課題① 施設依存

- ・ 身近に頼れる人がいない
- ・ 忙しい職員を頼れない
- ・ 施設の方と合わなかつたとき
→逃げ道がない
- ・ ずっと施設には頼れない



現状の問題・背景

課題②離職率の高さ

ケアリーバーの離職率

1年目	32.2%
2年目	43%

全国平均

1年目	17.2%
2年目	29.7%

経済的に安定した生活が保障されない
→精神的な安定も脅かされる危険性



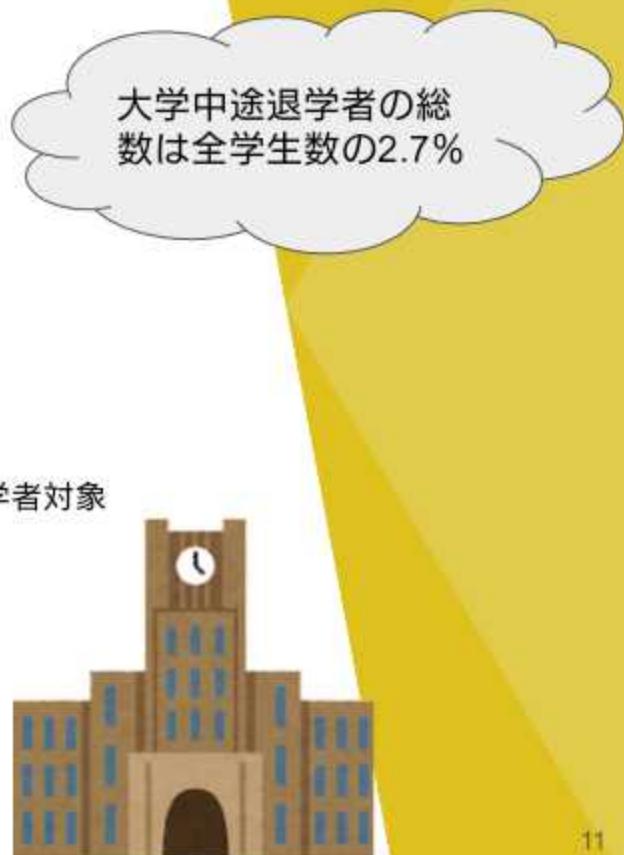
現状の問題・背景

課題③大学等中退率の高さ

進学後1年3か月での中退率	14.8%
進学後4年3か月での中退率	28.6%

* 2019年度の進学者対象

- 学費や生活費等の必要費を自力で確保
- 学業とアルバイトの両立が困難



政策仮説

方向性

- ×コミュニティづくり
- コミュニティに飛び込んでいける
スキルや知識の強化

政策仮説①

保護司制度の応用

政策仮説②

**職業訓練の対象年齢の引き下げ、
内容の拡充**

政策仮説③

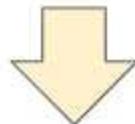
国債の発行による学費の援助

政策仮説①保護司制度の応用

保護司とは？

- 犯罪や非行を犯した少年少女の支援を行う国家公務員
 - 保護観察期間の子ども1人一保護司1人

ケアリーバーにも応用！！



- ケアリーバーとなる子ども1人一担当1人
 - 施設以外にも頼れる先を提供



政策仮説②職業訓練の対象年齢引き下げ・拡充

- 対象年齢の**引き下げ**+訓練の内容を**拡充**

→ 若いうちから利用しやすい制度

狙い

- 定職**に就きやすくする
- よりよい職場**への転職
 - スキルや知識有→自信をもって転職



政策仮説③国債の発行による 学費の援助

- 国債の発行
 - 学費の免除を実現
- 学費を工面する必要なし
 - 時間とお金に余裕◎
- 学業に専念+学生生活がより充実
 - 大学卒業→選択肢が増える



取材報告

- 田中れいかさん
- コンパスナビ
- 湘南つばさの家



取材報告①

○田中れいかさん

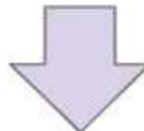
幼少期を児童養護施設で過ごされ、現在はモデル業の傍ら、自らの経験を元に親元を離れて暮らす「社会的養護」の子供たちへの情報発信をされている。

取材報告①

仮説①：保護司制度の応用

施設を出た後の支援

- 新しい人と新規で関係を構築
→関わりのある人からの支援◎
- 知らない人からの支援→金銭的支援◎



施設にいる間から**担当として関係を構築**することが重要！

取材報告①

- ・自分たちも使いたいと思えるものか
- ・制度は作るだけでなく届けるまで

ケアリーバー ≠ 困難を抱える若者

取材報告②

○コンパスナビ

埼玉県内の社会的養護下にいた児童が巣立ち後就労・住宅等困難に陥った場合の自立支援を行う「**児童養護施設退所者等アフターケア事業**」を埼玉県より受託、運営している。



取材報告②

1. パーマネンシーパクト制度の存在



子どもたちが自ら選んで人生を
歩んでいけるような情報提供・
仕組みづくりを行うことが重
要！

取材報告②

2.施設から自立した方々の声



取材報告③

○湘南つばさの家

さまざまな事情により家庭で生活をすることができない青少年が、就労による生活にて**社会的な自立を目指す自立支援年ホーム。**

児童養護施設などを退所し就労自立を目指す青少年や、家庭で生活できず、中学校や高校卒業後に就労自立を目指す青少年を対象としている。



取材報告③

現場で活躍している人からのご意見

仮説②職業訓練の年齢引き下げ・拡充

- 自立援助ホームには心にキズを抱えている子が多い
→ 職業訓練の**前段階の支援**が必要
- 学校に通いながらの職業訓練は負担が大きい
→ **生活の中で**職業訓練知識を教えていくことが大切



取材報告③

自立とは何か？

- ✖ 全て自分でできるようになること。
- ⚠ 適度に人に頼りつつも主体的に生きること
→ 周りからエネルギーを得られる関わり方が必要。



取材報告③

日本の社会的養護制度

成人になると**自己責任**として大人の制度に変換



この国に必要なのは...

- ①**青年期の支援**
- ②児童養護施設などに入らず苦しんだ青年が大人になった際に**頼れる存在の確保**

最終提言

課題の変化

課題①施設依存

課題②離職率の高さ

課題③大学中退率の高さ



課題①**長期的な支援**が不十分

課題②**生活のための知識やスキル**不足



方向性の変化

コミュニティに飛び込んでいくことができる
スキルや知識を身につけてもらう



子どもの選ぶ権利を保障する

提言の変化

政策仮説①保護司制度の応用

政策仮説②職業訓練の対象年齢引き下げ、拡充

政策仮説③教育国債の発行



最終提言①パーマネンシーパクト制度の導入

最終提言②巣立ち支援

最終提言③支援情報のデータベース化

最終提言①

パーマネンシーパクト制度の導入

助けて欲しい人を頼れる制度

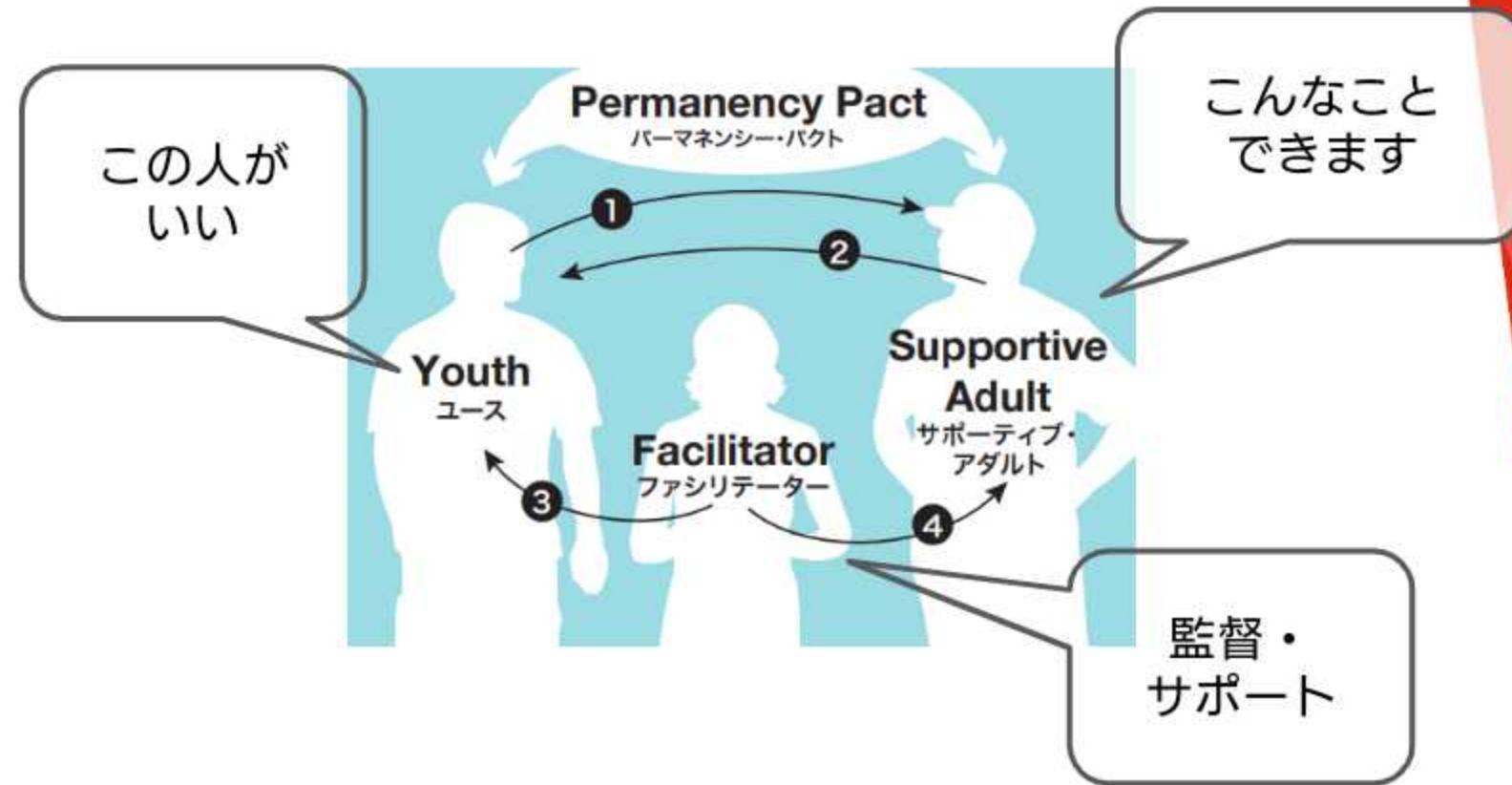
サポートィブアダルトと呼ばれる大人
が、社会的養護を離れる若者（ユース）の
ためにする支援の約束のこと

最終提言①パーマネンシーパクト制度の導入

特徴

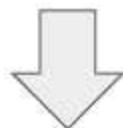
- ①立場や関係性にとらわれない
- ②子どもの意思で何歳からでも利用でき、止められる

最終提言①パーマネンシーパクト制度の導入



実現させるためには

施設で生活している頃から様々な人との
交流が必要



サポートアダルトを**登録制**に

毎月**交流会**を開くなどする

登録制の形式

里親の要件

- ・養育里親研修を修了したこと
(基礎研修、認定前研修、
更新研修)
- ・欠格事由に該当しないこと
- ・経済的に困窮していないこと



サポーティブアダルトの要件

- ・研修は里親研修カリキュラムの
基礎研修のみ
- ・欠格事由に該当しないこと



経済的な要件は含めない！！

副次的效果

子どもと相性が良ければ

→特別養子縁組等への移行の足がかりに

サポーティブアダルトの研修を受けている場合

→里親に移行する際の要件を緩和

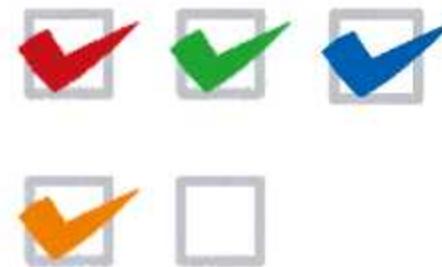
指名後にはチェックリストを利用する

支援の項目を作成

例) 契約の補助、気軽に帰れる場所の提供、精神的なサポート等

大人は実現可能な支援項目を記入

子どもはその中から支援を受けることができる。



最終提言②巣立ち支援

- ①ステップハウスの普及、周知
- ②退所後の住宅支援

最終提言②巣立ち支援

ステップハウスとは

施設の近くにアパートを借り上げて、施設から出ていく前に数週間から数か月そこで一人で生活を体験してみる仕組み

現在の状況

令和3年度～ **措置費**が出るように

法的にサポートする形ができたため、独立の前に実際の生活の練習がしやすい環境が整った

今後、
施設の年齢制限撤廃により受験や就活などの時期と
ずらして利用できるようになる

自治体の担当者も知らないことがある



最終提言②巣立ち支援

給付型住宅支援

先行事例：東京都、京都市など

対象：児童養護施設出身者

現在、国の制度は**貸付**

生活保護制度における当該地域の住宅補助額の
半額を給付

支給期間

進学者：正規修学年数

就労者：～2年

補助対象は**家賃**のみ

光熱費、必要費は対象外

(自立している実感のため、社会経験のため)

最終提言③支援情報データベースの構築

支援を必要とする人に**確実に届ける**

- ・一般に公開
- ・まずはケアリーバーの支援情報に特化
→将来的には福祉全体の分野でも展開

最終提言③支援情報データベースの構築

データベースの周知方法

児童養護施設や里親家庭に紙で配布

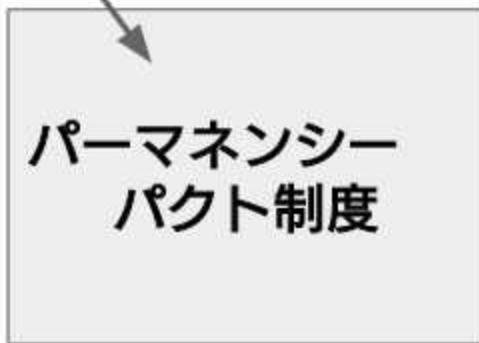
(配布カード例)



まとめ

まとめ

課題①長期的な支援が不十分 課題②生活のための知識やスキル不足



今後の展望

施設から家庭に戻った人
施設に入所しなかった人



アプローチが必要



お世話になった方々・参考文献

- ・田中れいか様
- ・コンパスナビ ブローハン聰 様
田邊紀華 様
- ・湘南つばさの家 前川礼彦 様
- ・谷口由希子著,『児童養護施設の子どもたちの生活過程:子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』,2011年11月,明石書店
- ・小野澤昇,大塚良一,田中利則編著『子どもの未来を支える社会的養護施設里親から巣立った子どもたちの自立』2019年11月,ミネルヴァ書房
- ・武藤長明編著高橋利一[ほか]著『施設・里親から巣立った子どもたちの自立:社会的養護の今』2012年11月,福浦出版
- ・小野澤昇、田中利則、大塚良一編著『子どもの生活を支える社会的養護』2013年3月,ミネルヴァ書房

お世話になった方々・参考文献

- ・田中れいか著,『児童養護施設という私のおうち 知ることからはじめる子どものためのフェアスタート』,2021年12月,旬報社
- ・高橋亜美,早川悟司,大森信也著『子どもの未来をあきらめない 施設で育った子どもの自立支援』,2015年6月,明石書店
- ・石垣文『子どもの暮らす施設の環境—これからの児童養護のかたち』2012年12月,東北大学出版

お世話になった方々・参考文献

- ・児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf

- ・社会的養育の推進に向けて（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>

- ・みらいこども財団、児童虐待と子どもの貧困の現状

<https://miraikyousou.com/children/>

- ・パーマネンシー・パクト ユースとサポートィブ・アダルトの生涯をつうじた、家族のようなつながり

<https://onlla/BDSXpzS>

- ・里親研修カリキュラム(例)（厚生労働省）

[Taro-表紙_itd \(mhlw.go.jp\)](#)

- ・生活保護では家賃補助が受けられる！住宅扶助の内容と注意点

<https://www.holos.jp/media/welfare-rent-auxiliary.php>



ご清聴ありがとうございました



里親研修カリキュラム

(1)基礎研修～養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)
③里親にもとめられる者を共有する(グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

期間 1日+実習1日程度

内容 ①里親制度の基礎

- ②保護をする子供の理解について(例:保護をする子供の現状、児童虐待問題)
③地域における子育て支援サービス(例:地域における子育て相談・各種支援サービス等)
④先輩里親の体験談・グループ討議(例:里親希望の動機、里親に求められるもの)
⑤実習(児童福祉施設の建学を主体にしたもの)

(2)認定前研修～基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する

目的 社会的養護の担い手である里親として、子供を良いくらいに行うために必要な知識と子供の状況に応じた養育技術を身につける

実施機関 都道府県(法人、NPOに委託可)

期間 2日+実習2日程度

- 内容 ①里親の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準) ②里親の基本(マッチング、交流、委託、解除までの流れ等)
③子どもの心(子どもの発達と委託後の適用) ④子どもの身体(乳幼児検診、予防接種、歯科、栄養)
⑤関係機関との連携(児童相談所、学校、医療機関) ⑥里親養育上の様々な課題
⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動
⑨先輩里親の体験談・グループ討議等 ⑩実習(児童福祉施設、里親)

(2)更新研修

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ①里親のリクルート及びアセスメント、②登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業を支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施
- 先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を模擬展開できるよう、**提案型補助事業を創設**（補助率国10/10）
- 市町村と連携した**里親支援**を取り組むため、フォースタッキング機関に連携コーディネーターの配置の補助を創設
- 里親委託児童の自立支援の取組を強化するため、フォースタッキング機間に**自立支援担当職員の配置**の補助を創設 等

II 特別養子縁組の推進

- 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用や第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の実施
- 養親希望者の**手数料負担の更なる軽減**を実施（補助基準額35万円→40万円）
- 不妊治療への支援拡充と併せて、特別養子縁組制度等の普及啓発の取組を強化するため、**普及啓発事業の予算額を大幅に拡充**（予算額8,100万円→2億1,000万円）

里親 養子 縁組 施設

III 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進を図るため、施設整備を含む物件確保に向けた支援や職員体制の強化等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、**施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、**定期借地権設定**のための一時金加算を創設
- 都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、整備候補地の確保に向けた**民有地マッチング事業を創設**するとともに、地域小規模児童養護施設等の**定員要件の緩和**を実施（定員6人のみ→定員6~4人の範囲で設定）
- 地域小規模児童養護施設等への**バックアップ機能を強化**するため、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設

IV 施設における地域支援の取組の強化

- 里親養育支援や地域の要支援家庭等の支援に積極的に取り組む施設に対して、職員配置の拡充等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親養育への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、**里親支援専門相談員の配置を拡充** (+1名)
- 施設におけるレスバイト・ケアの対象にファミリーホームを追加
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、**心理療法担当職員の配置を拡充** (+1名)
- 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う**親子支援事業を創設**（施設機能強化推進費加算を拡充）
- 地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、**裏庭支援専門相談員加算の加算要件を緩和**（現行は定員30名以上の施設のみ対象）

V 自立支援の充実

- 里親委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助

<令和3年度予算の拡充内容>

- 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助
- メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、**医療機関等との連携**に必要な経費の補助を創設
- 円滑な自立に向けた取組を強化するため、民間アパート等を借り上げて、一定期間、**一人暮らしを体験**する事業を創設
- 施設退所者等の法律相談に対応するため、**弁護士等との契約**に必要な費用の補助を創設
- 施設退所者等の**入院時の身元保証**に対する支援を創設するとともに、保証人の対象範囲の拡大等の運用改善を実施

自立 支援

財源の確保方法

日本中央競馬会(JRA)の国庫納付金

3/4が畜産振興に、1/4が社会福祉に使用

平成22年から増加傾向が継続

令和3年度は3,000億を納付

5億円程度の調達は可能

京都市の家賃補助

2. 取組内容

② 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施

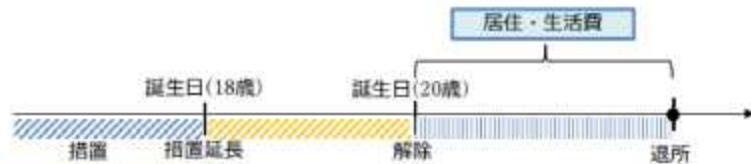
【概要】

退所後に頼れる大人がいない場合でも、安定した生活が送れるよう、大学等に進学し支援が必要な、措置解除後も施設等で居住を続ける者等に対し、**居住・生活費を施設等を通して原則22歳まで支給する。**

<平成30年度実績 2,512,290円（4人）>

● 施設居住型支援

措置委託解除後も引き続き、里親等の居宅、児童養護施設等における居住の場の提供や、食事の提供などの日常生活上の支援、生活費の至急等を実施することにより、対象者の社会的自立のために必要な安定的な住まいや生活を確保するための支援を行う。<支給金額 109,230円／月>



● 一般賃貸住宅居住型支援

支援対象者のうち、施設等を退所後に、一般賃貸住宅に居住し就学していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者が一般賃貸住宅に居住する場合に、施設等において自立生活への不安や悩み等の相談に対応し、生活費の支給を行う。（支給金額 50,000円／月）



＜期待される効果、取組効果＞

- 在学中の生活費の経済的不安が減少し、安心して勉学に集中できる。
- 退所後の悩みの相談、施設内で自立生活の練習等ができるため、退所後の生活への不安が軽減する。

東京都の家賃補助

住宅支援について

○補助対象経費

家賃：補助上限額53,000円

礼金：159,000円

共益費等：5,000円

○児童養護施設退所者等の自己負担額

進学者：1年目 10,000円 2年目～ 20,000円

就労者：1年目～ 20,000円

東京都・家賃補助

支援期間

○進学者

4年以内

○就労者

2年以内

※個別の事情を勘案し、1年間を限度として期間延長可

東京都家賃補助

生活支援について

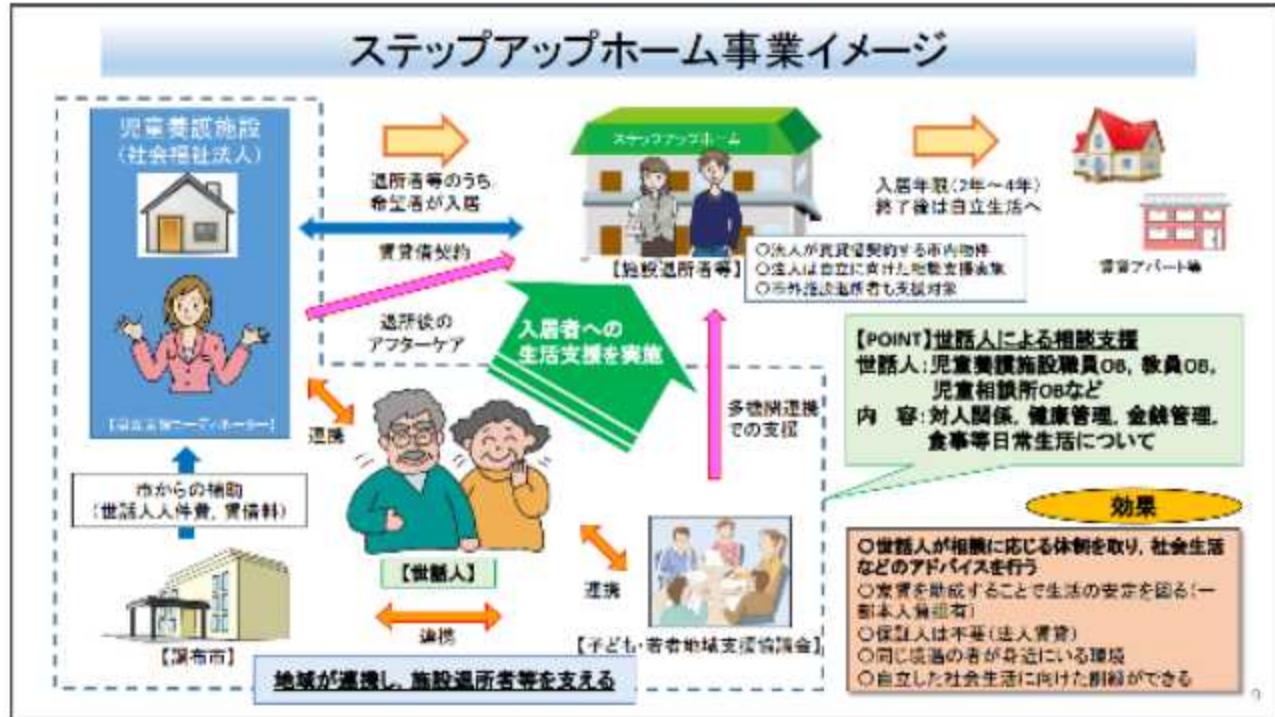
○世話人

児童養護施設職員OB, 教員OB, 児童相談所職員OB等

○支援内容

相談のほか、マンツーマンによる家事・自炊・金銭管理
・健康管理など日常生活全般にわたる教育や、生活習
慣などに対する生活指導も行う

東京都の家賃補助



費用

高校卒業後に児童養護施設を退所する者

→ 1年間で1627人(平成30年)

東京都(5万円*)の半額2万5千円として計算

$$1627 \text{人} \times 2.5 \text{万円} \times 12 \text{か月} = 48,800 \text{万円}$$

児童養護施設退所者の増減があることを考慮して、約5億円。

給付型住宅支援の支給期間

退所

進学者：～正規就学年数

就労したら +～2年



就労者：～2年



